

1 開催日時

平成27年8月7日（金）午後2時から

2 開催場所

会議棟第4会議室

3 出席者

委員：鈴木委員長 岩田委員 藤宮委員 真如教育長

事務局：小俣社会教育部長 岡田学校教育部参事

岩本学校教育課長 尾又中央公民館長 福嶋庶務係長

欠席委員：武石委員

4 協議項目

- (1) 東大和市立公民館条例施行規則の改正について
- (2) 東大和市のいじめ防止に関する取り組みについて
- (3) 土曜授業について
- (4) 義務教育学校について

5 会議の要旨

(1) 東大和市立公民館条例施行規則の改正について

①主な説明

- ・平成27年10月から公民館の予約システムが導入される。
- ・予約システムの導入により施設の空き状況の確認や施設の利用予約については、従来の方法に加えてインターネット（パソコン、スマートフォン、携帯電話等）からも可能となる。10月以降は、各公民館の窓口に専用端末を設置し、インターネットの環境がない方でも対応可能となる。
- ・月の初めに行っている、翌月の利用を決める調整会議は、10月からの予約システム導入後も、当分の間、今までどおり行う。

②主な内容

- ・利用者は、どこにいても、いつでも公民館の予約ができるようになり、来館の負担が軽減され、便利に利用できるようになる。
- ・施設予約についての市民からの要望もあり、また、他市でもインターネット活用が増えている現状がある。
- ・8月に公民館利用者へ施設予約システムのご案内を配布したが、特に大きな混乱はない。
- ・会議室の予約が重複した際の抽選については、システムを活用した場合、機械的な抽選を行うため抽選結果は公平平等である。抽選結果は、メールにて届くことになる。当分の間は、はずれた方へのその後の対応に気を配ってほしい。

## (2) 東大和市のいじめ防止に関する取り組みについて

### ①主な説明

- ・重大事態が発生した場合の対応は、①学校は、重大事態に対処するとともに教育委員会に報告する。②教育委員会は、市長に報告し、東大和市公立学校支援ネットワーク会議を設置し、学校と一体的に対処し、調査を実施する。③東大和市公立学校支援ネットワーク会議は調査結果を教育委員会に報告する。④教育委員会は、調査結果を市長に報告し、調査結果に基づいた対処を学校と共に行う。⑤市長は、教育委員会からの調査報告に疑義がある場合は、独自の調査組織で再調査を行う。⑥市長は、調査結果を市議会へ報告し、教育委員会と共に重大事態への対処、発生防止のための措置を講じる。
- ・現在の東大和市公立学校支援ネットワーク会議設置要項については、いじめ等についての文言がなく、今後、内容の見直しを含め文言整理と共に改定を行う。
- ・いじめ等についての要項では、意見を述べるのみで、直接調査することはできないことから、独自の調査組織で直接調査に関与できるようにするため条例設置したい。

### ②主な内容

- ・今後、動きがあるごとに報告する。
- ・いじめ等については、どんなことでも情報を共有し、アンテナを高くし、質の高い学校運営をしてほしい。
- ・管理職から指導室への報告、また指導室から学校への適切な指導を行っていききたい。

## (3) 土曜授業について

### ①主な説明

- ・市P連との懇談の中で授業時数についての意見をいただいたが、本市としては、地域の実態に合わせ土曜日の授業は実施しない考えである。
- ・国・都の動向を見つつ考えなければならない時期には、再度検討をすることとしたい。

### ②主な内容

- ・都は、月に2回は、土曜授業を行っても良いとしている。
- ・当市の授業時数の確保の方法として、開校記念日、都民の日を授業日として、夏休み早目の切り上げなどを行うことで対応している。

## (4) 義務教育学校について

### ①主な説明

- ・学校教育法等の一部を改正する法律が平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行される。
- ・今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものである。
- ・教育委員会では、中学校グループを中心とした施設分離型の小中一貫教育を推進している。